

# 減免申請書の記載例

付 分	① 市民税・県民税減免 ② 森林環境税免除 申請書		令和 ●● 年 ○○ 月 △△ 日			
	(宛先)名古屋市 栄 市税事務所長		* 所長 課長 課長補佐 担当者			
申請者 (納税義務者)	③ 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	* 決 起案年月日 令和 年 月 日				
	氏名 名古屋 太郎	決 決裁年月日 令和 年 月 日				
④ <input checked="" type="checkbox"/> 名古屋市市税減免条例第2条第 1 項第 8 号の規定に基づく市民税・県民税の減免を受けたいので、第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 <input checked="" type="checkbox"/> 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第 3 号の規定に基づく森林環境税の免除を受けたいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。		裁 申請された市民税額・県民税額の減免を下記の事由により承認・却下してよろしいか。 申請された森林環境税額の免除を下記の事由により承認・却下してよろしいか。				
⑤ 所属年度 令和 ○○ 年度	給与の支払日 毎月 25 日	⑥				
⑦ 減免・免除を受けようとする事由		添付書類		* 処 理 欄		

- ① 提出年月日を記入してください。なお、期限を過ぎると、減免を受けることができなくなりますのでご注意ください。（詳しくは裏面参照）
- ② お住まいの区を担当する市税事務所（納税通知書や特別徴収税額決定通知書などに記載されている市税事務所）を記入してください。
- ③ 住所・電話番号（日中に連絡が取れるもの）・氏名を記入してください。  
※ 減免申請書及び添付書類の内容について、電話等で確認する場合があります。
- ④ 受けようとする減免・免除について、□にチェックを記入してください。  
また、減免・免除を受けようとする事由に応じて、根拠条文の項や号の番号を記入してください。（詳しくは裏面参照）  
※ 市民税・県民税の減免においては、減免を受けようとする事由ごとに減免申請書を提出していただく必要がありますので、2つ以上の減免を申請する場合は、それぞれ減免申請書を提出してください。ただし、減免額が大きいもののみが適用される場合があります。  
※ 同一の事由で市民税・県民税の減免と森林環境税の免除を受けようとする場合は、同一の減免申請書で両方の申請をすることができます。
- ⑤ 納税通知書等に記載されている課税年度を記入してください。
- ⑥ 給与から差し引いて市民税・県民税・森林環境税を納付（特別徴収）している方で、森林環境税の免除を受けようとする方は、給与の支払日を記入してください。
- ⑦ 減免・免除を受けようとする事由に応じて必要事項を記載し、提出する添付書類を記入してください。

★ ご不明な点がありましたら、お住まいの区を担当する市税事務所にお問い合わせください。

減免・免除について、詳しくは裏面をご覧ください。

名古屋市市税減免条例第2条第1項第\_\_号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第\_\_号

市	森	減免・免除該当者	市民税・県民税		森林環境税
			申請期限	減免額	免除額
1	1	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	次のいずれか遅い日 (注4) a左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 bその該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	被害等の程度により一定額を減免	普通徴収の場合は、申請書の提出日以後に納期限の到来する納付額 給与からの特別徴収または公的年金からの特別徴収の場合は、申請書の提出日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金から徴収される税額に相当する額
2	2	生活保護法で定められた生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助または葬祭扶助(注1)を受けている方		扶助を受けている期間に納期限の到来する納付額またはその期間の初日の属する月の翌月から最終の月までの月割額の全部	
8	3	6月30日において、前年中の総所得金額が210万円以下(注2)の方のうち本年の見込額が前年の総所得金額の1/2以下になると認められる方(注3)		所得割額の50%	
9		雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方		基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
10		雇用保険法で定められた高年齢求職者給付金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方		失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
11		雇用保険法で定められた特例一時金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方			
12		雇用保険法で定められた日雇労働求職者給付金の受給資格を有する方	失業の認定を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日	日雇労働求職者給付金の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	

(注1) 生活保護法第18条第2項の規定により行われた葬祭扶助は除く。

(注2) 給与所得のみの場合は、給与収入が3,115,999円以下の方

(注3) 森林環境税の免除においては「総所得金額」を「合計所得金額」と読み替えてください。名古屋市においては、この要件に該当する方を、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第3号における「失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める事情により森林環境税の納付が困難と認められる者」に該当する方とします。

(注4) 申請期限欄の「該当することとなった日」については、1号では「災害の発生した日」、8号では「6月30日」、9号では「離職後最初に失業の認定を受けた日」、10号、11号では「失業の認定を受けた日」と読み替えてください。

なお、「最初に到来する納期限」とは、原則として、給与からの特別徴収によって納付している方で6月分の納付額がある方は「7月10日」、普通徴収によって納付している方で第1期分の納付額がある方は「6月30日」をいいます。(土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日)